

申請等取次制度の概要



出入国在留管理庁
令和2年9月

申請等取次制度とは

- ◇ 在留期間更新許可申請等の在留諸申請や在留カードの記載事項変更等の手続については、地方出入国在留管理局への本人出頭を原則としている。
- ◇ 本人出頭の原則の例外として、法定代理人などの代理人が申請を行うケースのほか、申請・届出案件の増加による窓口の混雑緩和や申請人・届出人の負担軽減等のため、一定の者については、外国人本人の申請等の取次ぎを行うことを可能とする申請等取次制度を定めている。

取次ぎを行える者	申請等取次者となるための手続	出頭を免ぜられる者	申請等取次範囲 (主たる手続)
企業の職員 研修・教育機関の職員	地方出入国在留管理局長へ申請等取次ぎの申出を行い、 適当と認められること(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機関に所属する(受け入れられている)外国人 ・上記外国人の配偶者又は子として在留 が認められている外国人 	<ul style="list-style-type: none"> ・在留期間更新許可申請 ・在留資格変更許可申請 ・在留カードの有効期間更新申請 ・在留カードの住居地以外の記載事項変更届出 ・在留カードの再交付申請 ・在留カードの受領 等
監理団体の職員		当該機関に受け入れられて技能実習を行う外国人	(注)在留資格認定証明書交付申請は、申請人が本邦に入国する前の手続であることから、基本的に企業の職員、研修・教育機関の職員、監理団体の職員は、申請等取次ぎが認められていなくても、「代理人」として申請を行うことが可能
旅行業者		当該業者に旅行手続を依頼した外国人	・再入国許可申請
登録支援機関の職員		当該機関が支援を行う1号特定技能外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格認定証明書交付申請 ・在留期間更新許可申請 ・在留資格変更許可申請 ・在留カードの有効期間更新申請 ・在留カードの住居地以外の記載事項変更届出 ・在留カードの再交付申請 ・在留カードの受領 等
公益法人の職員		申請等の取次ぎを依頼した外国人	
弁護士	所属する弁護士会・行政書士会を 経由して地方出入国在留管理局長に届出をすること	(在留資格認定証明書交付申請においては、 当該外国人の代理人)	
行政書士			

(※)①これまでに入管法に違反する行為その他外国人の入国・在留管理上申請等の取次ぎを承認することが相当でない行為を行ったことがないなど信用できる者であること、②外国人の入国・在留手続に関する知識を有していると認められる者であること、などの条件を満たす必要がある。